

スポーツ庁委託事業  
「スポーツ施設の個別施設計画策定支援事業」  
報告書

～西宮市の屋外運動施設に関するストック適性化検討～

平成 30 年 3 月

西宮市

## スポーツ庁委託事業「スポーツ施設の個別施設計画策定支援事業」報告書

1	はじめに	1
1.1	スポーツ施設の個別施設計画策定支援事業について	1
1.2	対象施設	2
1.3	調査概要	3
2	基本情報の把握	5
2.1	施設概要	5
3	フェーズⅠ：有料スポーツ施設としての活用可能性検討	15
3.1	フェーズⅠの概要	15
3.2	施設の現状情報の収集・整理	17
3.2.1	屋外運動施設の老朽化と整備状況	17
3.2.2	施設の健全度	19
3.3	スポーツ施設的环境に関する情報の収集・整理	21
3.3.1	施設の利用状況をめぐる前提条件の検討	21
3.3.2	施設の利用状況の整理	22
3.4	フェーズⅠに関する総合評価	23
3.4.1	フェーズⅠに関する総合評価	23
3.4.2	評価に関する考察	24
4	フェーズⅡ：他用途での活用可能性の整理	25
4.1	市民ニーズの整理	26
4.1.1	競技人口及び施設数の現状	26
4.1.2	整備の方向性	27
4.2	放課後における児童の居場所のあり方について	28
4.2.1	児童の居場所をめぐる現状	28
4.2.2	アンケート調査 実施概要	28
4.2.3	配布対象者の構成と回答者の属性	28
4.2.4	アンケート結果の整理（設問③～⑧）	30
4.2.5	整備の方向性	34
4.3	市内の運動施設分布について	35
4.3.1	施設分布の現状	35
4.3.2	整備の方向性	35
4.4	防災面での屋外運動施設の活用可能性について	36
4.4.1	『西宮市地域防災計画』について	36
4.4.2	防災拠点指定を受けている施設について	37
4.4.3	整備の方向性	38

4.5	フェーズⅡのまとめと今後の施設整備の方向性.....	39
-----	----------------------------	----

## 1 はじめに

### 1.1 スポーツ施設の個別施設計画策定支援事業について

#### ① 事業の趣旨・目的

本事業は、スポーツ庁の委託事業として、自治体におけるスポーツ施設のストック適正化計画の調査及び報告を行うものである。

市内の運動施設が今後、更新時期を迎えるにあたり、市民の需要に応じ、かつ、市の財政負担を含めた運用の最適化を実現するために、市のスポーツ推進に関する方針と連動した個別施設計画を策定することが求められている。それに先立ち本事業では、屋外運動施設に特化した調査・報告を行い、屋外運動施設の今後の在り様について調査を実施する。

本事業の実施にあたり西宮市では、児童の放課後の過ごし方を考慮し、また、遊びとスポーツの境界の考え方も含めた計画を策定することを前提とし、そのための現状分析やニーズ調査を行い、市の特徴を加味して、屋外運動施設のあり方を導き出すことを目的とする。なお、屋内運動施設については、既に策定済みの西宮市公共施設等総合管理計画の方針に従って統廃合も含めた更新を行うため、本事業の対象とはしない。

#### ② 本事業の位置づけ

本事業の検討内容は、現在進行している『西宮市スポーツ推進計画』の見直しや個別の施設整備事業計画に反映させるものとし、今後の西宮市のスポーツ施設に関する個別施設計画の策定に活用するものとする。

## 1.2 対象施設

本事業において対象となる市立の屋外運動施設は、以下の 20 施設である。

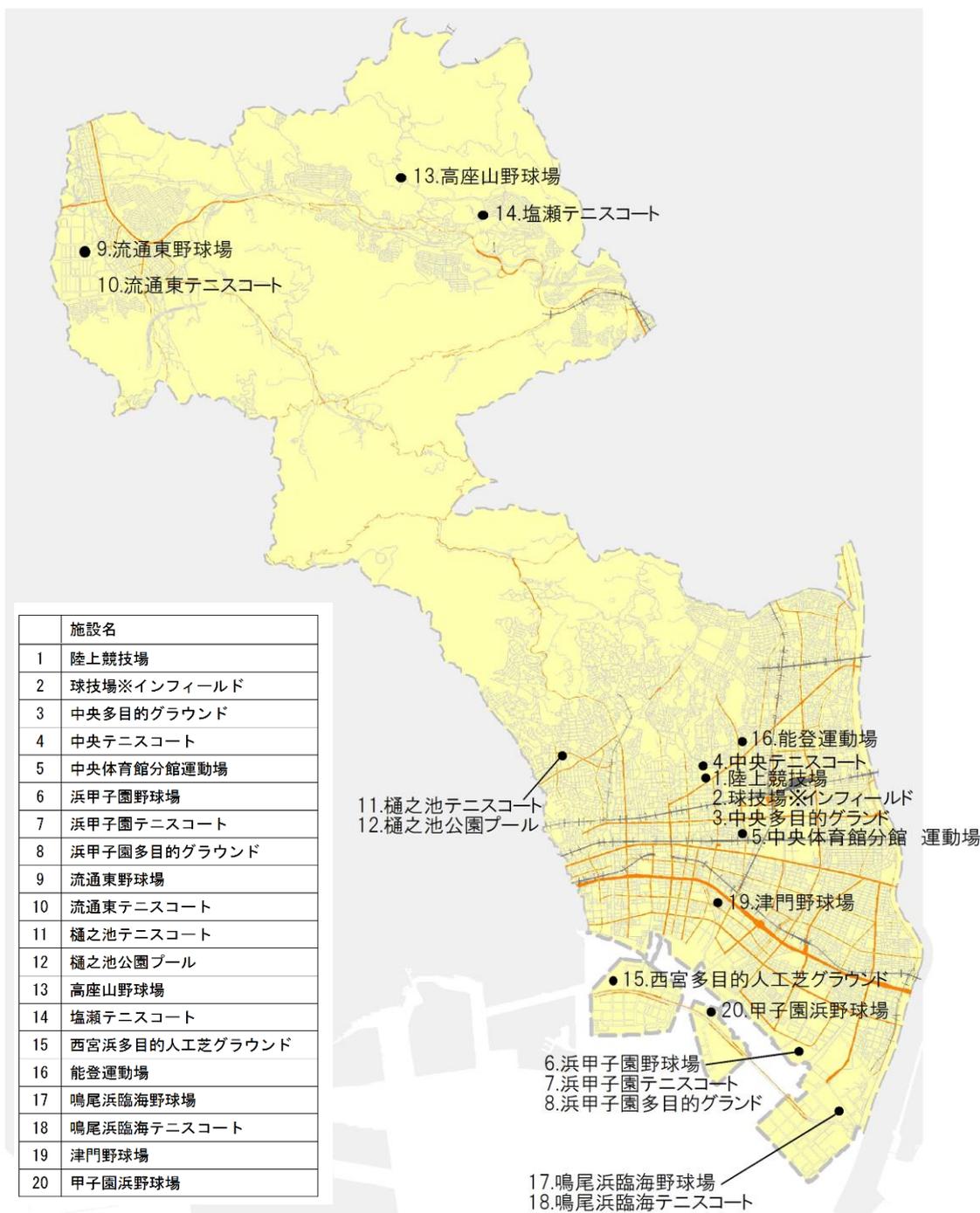


図 1-1 市立の屋外運動施設

### 1.3 調査概要

本事業では、市民のスポーツ実施状況や屋外運動施設に対するニーズについてアンケート等により調査・分析を行うとともに、既存施設や再整備予定施設の活用可能性を踏まえ、今後の西宮市における運動施設のあり方を検討する。

検討方法については、原則として平成 29 年 5 月に策定された「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン（案）」（スポーツ庁）（以下、ガイドラインと呼ぶ。）に則るものとし、必要に応じて条件の追加・修正を行う。

調査の概要は以下のとおりである。（図 1-2 参照）

まず、施設の現況評価や基礎情報の整理を行った上で、フェーズⅠ、フェーズⅡの 2 段階で評価を行う。

フェーズⅠでは、評価対象となる 20 箇所の屋外運動施設について、現状の機能を提供する有料スポーツ施設としての有用性があるか否かを、①屋外運動施設の老朽化と整備状況、②施設の健全度、③施設の利用状況によって評価し、マトリックスを用いて各施設を施設整備の方向性に応じて区分 A～D の 4 つに整理する。

フェーズⅡでは、フェーズⅠで有料スポーツ施設としては有用性が低いと判断された施設に対し、①市民ニーズ、②児童の居場所、③施設分布、④防災性の 4 つの観点を提示することで、運動施設以外の用途での活用可能性を検討する。

最後にフェーズⅠ・Ⅱの結果を総合し、西宮市における屋外運動施設の今後のあり方について整備の方向性を示すこととする。

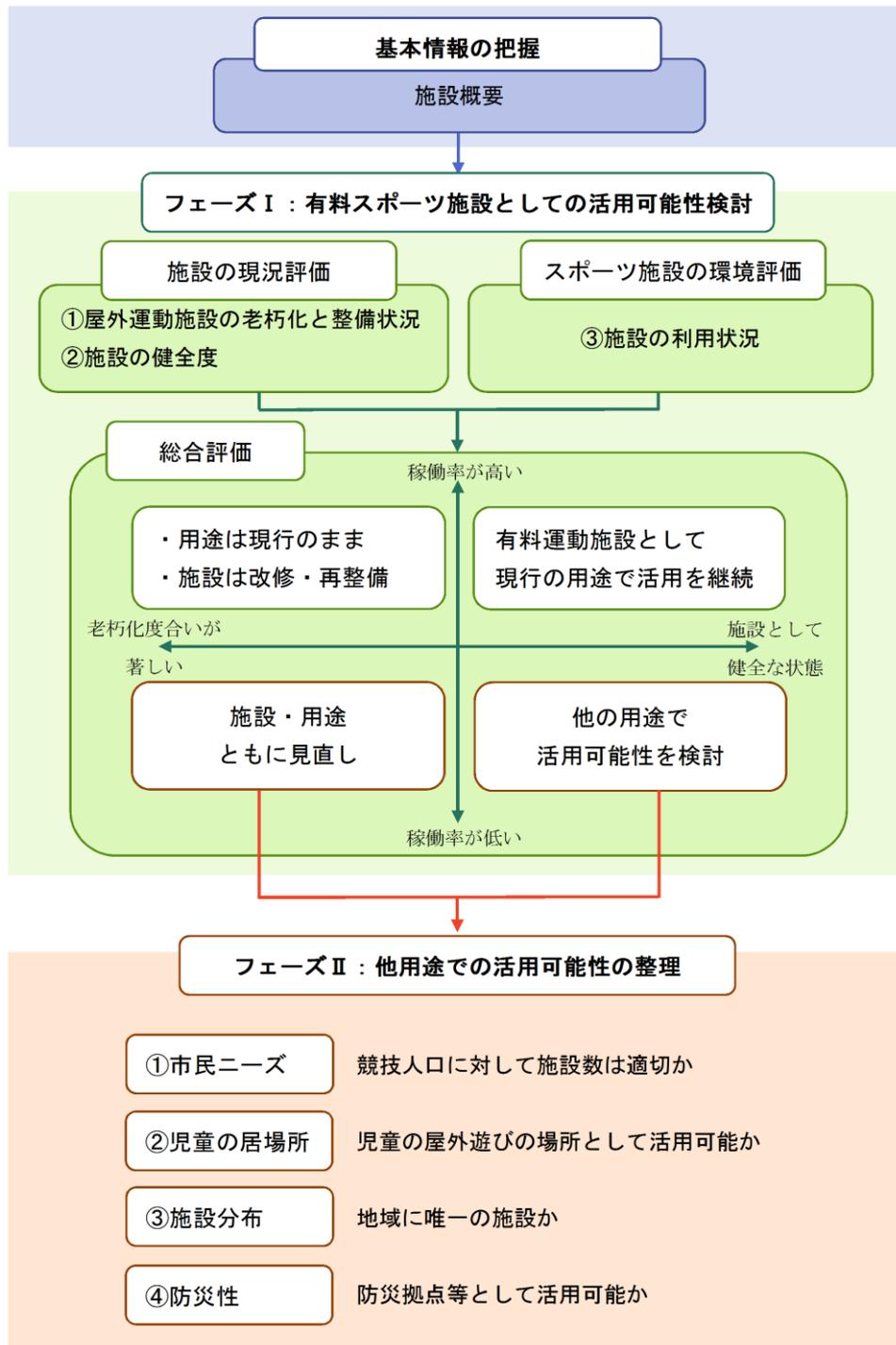


図 1-2 調査フロー図

## 2 基本情報の把握

### 2.1 施設概要

調査を実施するための基本情報の整理として、市立の屋外運動施設の概要を以下に整理する。

本調査では、有料スポーツ施設としての有用性の検討を目的としているため、図 1-1 で示した 20 施設のうち、スポーツ施設として運用されている 19 施設を調査の対象とする。5. 中央体育館分館運動場については、原則無料開放としているため、施設概要の提示のみ行い、フェーズ I 及びフェーズ II の検討対象からは予め除くものとする。

1. 陸上競技場、2. 球技場※インフィールド			
竣工年	1957 年	所在地	河原町 2 番
敷地面積	20,355 m <sup>2</sup>	施設種別	陸上競技場
施設概要	陸上競技場	第 4 種公認 400mトラック（2015 年 8 月更新）、 観覧席約 500 席（ベンチタイプ）、記録室、倉庫、便所	
	球技場	サッカーゴールポスト設置	
利用概要	サッカー1 面、ラグビー1 面、ラクロス 2 面、ソフトボール 2 面、グラウンド・ゴルフ 2 面、 ゲートボール 2 面、バタンク、陸上競技、少年野球練習、トレーニング（球技禁止）ほか		
指定管理者	（公財）西宮スポーツセンター		
現場写真			

3. 中央多目的グラウンド			
竣工年	1949年	所在地	河原町2番
敷地面積	9,479 m <sup>2</sup>	施設種別	多目的グラウンド
施設概要	翼90m、中堅105m、観覧席約500席（ベンチタイプ）、ダッグアウト、便所、本部席、夜間照明設備（照明塔4基）		
利用概要	サッカー、ラグビー、ラクロス、ソフトボール、軟式野球、ゲートボール、グラウンド・ゴルフ、ペタンク ほか		
指定管理者	（公財）西宮スポーツセンター		
現場写真			

4. 中央テニスコート			
竣工年	1963年	所在地	中屋町8番
敷地面積	3,778 m <sup>2</sup>	施設種別	テニスコート
施設概要	砂入り人工芝コート5面、更衣室（男女各1室）、シャワー室（1室）、夜間照明設備（照明塔12基）		
利用概要	テニス		
指定管理者	（公財）西宮スポーツセンター		
現場写真			

5. 中央体育館分館 運動場			
竣工年	1970年	所在地	神祇宮町2番6号
敷地面積	6,004㎡	施設種別	多目的グラウンド
施設概要	周囲フェンス（全長 75m・地上高約 15m）、外野フェンス（全長 76.44m・高 1.36m）、観覧席（1塁側 110名、3塁側 50名）、ダッグアウト（2カ所）、本部席、倉庫、更衣室		
利用概要	少年軟式野球、グラウンド・ゴルフ ほか		
指定管理者	（公財）西宮スポーツセンター		
現場写真			

6. 浜甲子園野球場			
竣工年	1969年	所在地	枝川町20番
敷地面積	19,210㎡	施設種別	野球場
施設概要	[野球場 A] 5,951㎡、両翼 66m、中堅 72m、スタンド約 100名収容可能 [野球場 B] 5,951㎡、両翼 66m、中堅 72m、スタンド約 100名収容可能 [野球場 C] 7,308㎡、両翼 78m、中堅 84m、スタンド約 200名収容可能		
利用概要	軟式野球、ソフトボール		
指定管理者	奥アンツーカー株式会社		
現場写真			

7. 浜甲子園テニスコート			
竣工年	1969年	所在地	枝川町 20番
敷地面積	9,136 m <sup>2</sup>	施設種別	テニスコート
施設概要	砂入り人工芝コート 13面、夜間照明設備		
利用概要	テニス		
指定管理者	奥アンツーカー株式会社		
現場写真			

8. 浜甲子園多目的グラウンド			
竣工年	1969年	所在地	枝川町 20番
敷地面積	13,932 m <sup>2</sup>	施設種別	多目的グラウンド
施設概要	[多目的グラウンドA] 8,254 m <sup>2</sup> [多目的グラウンドB] 5,678 m <sup>2</sup>		
利用概要	サッカー（ミニ）各 1面、ラグビー各 1面、ラクロス各 1面、軟式野球（ソフトボール）各 1面、グラウンド・ゴルフ各 1面、ベタンク各 1面、ゲートボール各 1面 ほか		
指定管理者	奥アンツーカー株式会社		
現場写真			

9. 流通東野球場			
竣工年	1980年	所在地	山口町流通センター1丁目5番地1
敷地面積	9,690㎡	施設種別	野球場
施設概要	両翼 76m、中堅 86m、スタンド 102名（椅子タイプ）、ダッグアウト、本部席、更衣室・シャワー室（男女各1室）		
利用概要	軟式野球、ソフトボール		
指定管理者	（公財）西宮スポーツセンター		
現場写真			

10. 流通東テニスコート			
竣工年	1980年	所在地	山口町流通センター1丁目5番地1
敷地面積	2,400㎡	施設種別	テニスコート
施設概要	砂入り人工芝コート4面 ※2面のみ夜間照明設備		
利用概要	テニス		
指定管理者	（公財）西宮スポーツセンター		
現場写真			

11. 樋之池テニスコート			
竣工年	1993年	所在地	樋之池町 11 番 33 号
敷地面積	1,271 m <sup>2</sup>	施設種別	テニスコート
施設概要	砂入り人工芝コート 2 面		
利用概要	テニス		
指定管理者	(公財) 西宮スポーツセンター		
現場写真			

12. 樋之池公園プール			
竣工年	1993年	所在地	樋之池町 11 番 33 号
敷地面積	1,242 m <sup>2</sup>	施設種別	プール
施設概要	50m プール 7 コース (水深 1~1.2m)、幼児用プール (変形 水深 0.3~0.6m)		
利用概要	7月 1 日から 8 月 31 日まで利用可		
指定管理者	(公財) 西宮スポーツセンター		
現場写真			

13. 高座山野球場			
竣工年	1992 年	所在地	塩瀬町名塩高座 4441 番地
敷地面積	9,000 m <sup>2</sup>	施設種別	野球場
施設概要	両翼 90m、中堅 95m、ダッグアウト、夜間照明設備		
利用概要	軟式野球、ソフトボール		
指定管理者	(公財) 西宮スポーツセンター		
現場写真			

14. 塩瀬テニスコート			
竣工年	1995 年	所在地	東山台 5 丁目 1 番地
敷地面積	5,000 m <sup>2</sup>	施設種別	テニスコート
施設概要	砂入り人工芝テニスコート 4 面、更衣室・シャワー室 (男女各 1 室)、夜間照明設備		
利用概要	テニス		
指定管理者	(公財) 西宮スポーツセンター		
現場写真			

15. 西宮浜多目的人工芝グラウンド			
竣工年	2008年	所在地	西宮浜3丁目
敷地面積	11,000㎡	施設種別	多目的人工芝グラウンド
施設概要	レストハウス、更衣室（4室）、シャワー室（7室）、夜間照明設備		
利用概要	サッカー1面、少年サッカー2面、フットサル2面、ラグビー1面、アメリカン・フットボール1面、ラクロス1面、ソフトボール1面、グラウンド・ゴルフ2面ほか		
指定管理者	西宮SSKクリーン工房共同事業体		
現場写真			

16. 能登運動場			
竣工年	1994年	所在地	能登町14番26号
敷地面積	4,264㎡	施設種別	多目的グラウンド
施設概要	防球フェンス（高さ12m×延長211m、高さ5.5m×延長92m）、会議室88㎡、更衣室（2室）		
利用概要	少年サッカー1面、サッカー練習（大人）、少年ラグビー1面、女子ソフトボール1面、グラウンド・ゴルフ2面、ラクロス1面、ゲートボール2面、トレーニング（球技禁止）ほか		
指定管理者	奥アンツーカー株式会社		
現場写真			

17. 鳴尾浜臨海野球場			
竣工年	1980年	所在地	鳴尾浜1丁目5番地2
敷地面積	14,650㎡	施設種別	野球場
施設概要	両翼91m、中堅120m、スタンド約500名（ベンチタイプ）、ダッグアウト、本部席、更衣室・シャワー室（男女各1室）、夜間照明設備		
利用概要	軟式野球、硬式野球		
指定管理者	奥アンツーカー株式会社		
現場写真			

18. 鳴尾浜臨海テニスコート			
竣工年	1980年	所在地	鳴尾浜1丁目5番地2
敷地面積	4,000㎡	施設種別	テニスコート
施設概要	砂入り人工芝コート6面 ※2面のみ夜間照明設備		
利用概要	テニス		
指定管理者	奥アンツーカー株式会社		
現場写真			

19. 津門野球場			
竣工年	1996 年	所在地	津門住江町 3 番
敷地面積	15,000 m <sup>2</sup>	施設種別	野球場
施設概要	両翼 91m、中堅 112m、スタンド約 400 名（ベンチタイプ）、ダッグアウト、本部席、更衣室（1 室）		
利用概要	軟式野球、硬式野球		
指定管理者	奥アンツーカー株式会社		
現場写真			

20. 甲子園浜野球場			
竣工年	1998 年	所在地	甲子園浜 2 丁目 7 番地
敷地面積	26,374 m <sup>2</sup>	施設種別	野球場
施設概要	両翼 91m、中堅 116m、スタンド約 200 人（ベンチタイプ）、管理棟 97 m <sup>2</sup> 、更衣室・シャワー室（男女各 1 室）、夜間照明設備（照明塔 4 基）		
利用概要	軟式野球、ソフトボール		
指定管理者	奥アンツーカー株式会社		
現場写真			

### 3 フェーズⅠ：有料スポーツ施設としての活用可能性検討

#### 3.1 フェーズⅠの概要

フェーズⅠでは、西宮市の屋外運動施設をめぐる現状と課題について整理し、本調査の対象施設が、現行の有料スポーツ施設としての有用性を保持しているか否かの評価を行う。①屋外運動施設の老朽化と整備状況、②附帯施設の健全度、③施設の稼働率の3つの軸で評価し、その結果を、横軸を施設の現況（躯体及び附帯施設が健全かどうか）、縦軸を施設的环境（施設が適切に利用されているかどうか）とした下記のマトリックスに当てはめて分析する。

- ・ 区分 A（第 1 象限）に該当する施設については、運動施設として快適に利用できる環境が整っており、かつ多くの市民に利用されている需要の高い施設であることがわかる。従って、有料スポーツ施設として現行の用途での活用を継続することとする。
- ・ 区分 B（第 2 象限）に該当する施設については、多くの市民に利用されている需要の高い施設である一方で、躯体や附帯施設の老朽化が懸念される施設であることがわかる。従って、現行の用途で運用することを前提に、改修または再整備を行うことで、安全で快適に利用可能な時代のニーズに対応した施設とすることを目指す。
- ・ 区分 C（第 3 象限）に該当する施設については、施設の老朽化が認められると同時に、稼働率も低いことから、現状のままでは有料スポーツ施設として市民ニーズに対応することが難しいと考えられる。したがって、施設状況及び用途の見直しを含めて施設整備の方向性を改めて検討する必要がある。（→25 頁 フェーズⅡを参照）
- ・ 区分 D（第 4 象限）に該当する施設については、施設としては健全性を担保しているものの、稼働率が低いことから、現行の用途では市民ニーズに対応することが難しいと考えられる。したがって用途の見直しを含めて施設整備の方向性を改めて検討する必要がある。（→25 頁 フェーズⅡを参照）

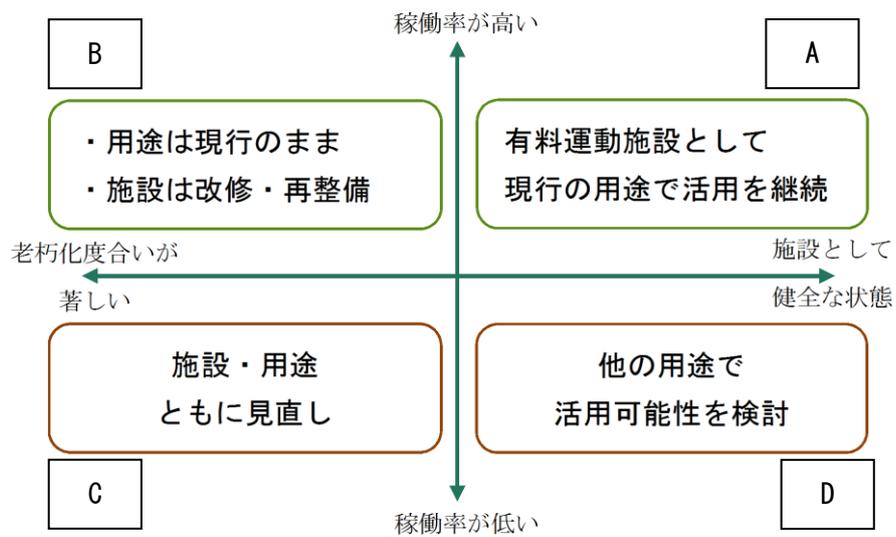


図 3-1 フェーズ I の整理イメージ

## 3.2 施設の現状情報の収集・整理

### 3.2.1 屋外運動施設の老朽化と整備状況

対象施設の竣工年及び整備状況について、下表の通り整理を行った。評価基準は、以下の通りとする。

◎：整備後 20 年以内の施設

○：整備後 20 年以上経過しており、改修等の実績がある施設

△：整備後 20 年以上経過しており、改修等の実績がない施設

表 3-1 施設の整備状況

	施設名称	竣工年	整備の状況（改修等）	評価
1	陸上競技場	1957	再整備計画策定中	△
2	球技場※インフィールド	1957	再整備計画策定中	△
3	中央多目的グラウンド	1949	再整備計画策定中	△
4	中央テニスコート	1963	—	△
5	中央体育館分館 運動場	1970	—	△
6	浜甲子園野球場	1969	—	△
7	浜甲子園テニスコート	1969	—	△
8	浜甲子園多目的グラウンド	1969	—	△
9	流通東野球場	1980	—	△
10	流通東テニスコート	1980	—	△
11	樋之池テニスコート	1993	—	△
12	樋之池公園プール	1993	—	△
13	高座山野球場	1992	—	△
14	塩瀬テニスコート	1995	—	△
15	西宮浜多目的人工芝グラウンド	2008	—	◎
16	能登運動場	1994	2015 年度 管理棟屋根及び外壁改修	○
17	鳴尾浜臨海野球場	1980	—	△
18	鳴尾浜臨海テニスコート	1980	—	△
19	津門野球場	1996	—	△
20	甲子園浜野球場	1998	—	△

- ・ 最も新しい施設である西宮浜多目的人工芝グラウンドを除く 19 施設は、本整備から 20 年以上が経過しており、老朽化に対応するため施設の最適化・再配置を含めた計画的な整備が求められているといえる。
- ・ うち現在までに改修等が行われているのは能登運動場のみで、2015 年に管理棟屋根及

び外壁の改修工事が行われている。

- ・ なお、陸上競技場、球技場※インフィールド、中央多目的グラウンドの 3 施設は、整備から 50 年以上経過しており早急な対応が求められることから、『西宮市中央運動公園及び中央体育館・陸上競技場等再整備事業』にて具体的な整備計画が検討されている状況である。

### 3.2.2 施設の健全度

施設の健全度について、ガイドラインに指定されたチェック項目に従い、下表②-1 附帯施設・設備の健全度、②-2 舗装の健全度にて整理を行った。評価基準は以下の通りとする。

- ◎ : 健全度が非常に高いもの
- : 健全度が高いもの
- △ : 健全度がやや劣るもの
- : 該当なし

また、健全度に関する総合評価の基準は、以下の通りとする。

- ◎ : △がない施設
- : △が1以上かつ全体の50%未満の施設
- △ : △が1以上かつ全体の50%以上の施設

なお、本調査における各施設の附帯施設等の健全度は、目視などの簡易的な確認であり、施設整備の方向性を決定するためには、「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」（平成 24 年 4 月/国土交通省都市局公園緑地・景観課）等を参照しながら、詳細な検査等を要するものであることに留意する。

表 3-2 ②-1 附帯施設・設備の健全度

	施設名称	附帯施設・設備の健全度				
		フェンス	スコアボード	ダグアウト	観覧席	照明
1	陸上競技場	○	—	—	○	—
2	球技場※インフィールド	○	—	—	○	—
3	中央多目的グラウンド	○	—	○	○	○
4	中央テニスコート	○	—	—	—	○
5	中央体育館分館 運動場	○	—	○	○	—
6	浜甲子園野球場	△	—	○	○	—
7	浜甲子園テニスコート	○	—	—	—	○
8	浜甲子園多目的グラウンド	○	—	—	—	—
9	流通東野球場	○	—	○	○	—
10	流通東テニスコート	○	—	—	—	○
11	樋之池テニスコート	○	—	—	—	—
12	樋之池公園プール	○	—	—	—	—
13	高座山野球場	○	—	—	—	○
14	塩瀬テニスコート	○	—	—	—	○

15	西宮浜多目的人工芝グラウンド	○	—	—	—	○
16	能登運動場	○	—	—	—	—
17	鳴尾浜臨海野球場	○	△	○	○	○
18	鳴尾浜臨海テニスコート	○	—	—	—	○
19	津門野球場	△	△	○	△	—
20	甲子園浜野球場	○	—	○	○	○

表 3-3 ② - 2 舗装の健全度

	施設名称	舗装の健全度		総合評価
		舗装の種類	健全度	
1	陸上競技場	クレイ系	○	◎
2	球技場※インフィールド	クレイ系	○	◎
3	中央多目的グラウンド	その他	○	◎
4	中央テニスコート	人工芝	△	○
5	中央体育館分館 運動場	クレイ系	○	◎
6	浜甲子園野球場	その他	○	○
7	浜甲子園テニスコート	人工芝	△	○
8	浜甲子園多目的グラウンド	クレイ系	○	◎
9	流通東野球場	クレイ系	○	◎
10	流通東テニスコート	人工芝	○	◎
11	樋之池テニスコート	人工芝	○	◎
12	樋之池公園プール	その他	○	◎
13	高座山野球場	その他	○	◎
14	塩瀬テニスコート	人工芝	○	◎
15	西宮浜多目的人工芝グラウンド	人工芝	△	○
16	能登運動場	クレイ系	○	◎
17	鳴尾浜臨海野球場	その他	○	○
18	鳴尾浜臨海テニスコート	人工芝	○	◎
19	津門野球場	その他	○	△
20	甲子園浜野球場	その他	○	◎

### 3.3 スポーツ施設の環境に関する情報の収集・整理

#### 3.3.1 施設の利用状況をめぐる前提条件の検討

施設の利用状況について整理を行うことで、対象施設が有料スポーツ施設として市民のニーズに対応可能な施設であるかどうかを評価する。施設の利用可能枠に対して、稼働率が高いほど、多くの利用者の需要を満たしていると判断される。

本調査では利用実態に即した分析を行うため、前提条件として時間帯別の利用状況のデータに基づき比較対象とする時間帯を抽出することとした。

利用状況の整理に用いるデータは、月別で各施設の稼働率を利用可能枠ごとに整理したものであるが、本調査は一般利用者のニーズを把握することを目的としているため、一般利用者の利用可能枠が最も多い月として、平成 29 年において年間を通して競技団体等による団体利用及び大会等のイベントが最も少ない 11 月度の実績を採用することとした。

また一般的に、仕事や学校等がある平日日中は、屋外運動施設を利用できる層が限定されるため、施設の利用目的や利用者層が稼働率に影響を与えることに留意する必要がある。例えばテニスコートは、利用者層が児童から高齢者まで幅広い世代にわたること、個人利用が多いことにより、平日日中であっても一定数の利用者が集まる傾向が見られる。一方、野球の練習は放課後もしくは夕方の就業後、試合は休日に行われることが多く、チーム利用が中心であるため、野球場についてはとりわけ平日日中と平日夜間及び休日との稼働率の差が大きく、利用希望時間帯も特定の時間帯に集中しやすいといえる。

したがって本調査では、上記のような施設の特質に係わらず利用状況を把握するため、施設の特性を問わず比較的希望者が集まりやすい「平日夜間」及び「休日」の稼働率から、施設の利用状況を整理することとする。

### 3.3.2 施設の利用状況の整理

先述の前提条件を踏まえ、対象施設について、平日夜間及び休日の利用状況を下表 3-4 に整理する。また、評価基準は以下の通りとする。

- ◎ 平日夜間及び休日において共に 50%以上の高い稼働率を見込む施設は、有料スポーツ施設としての市民からの一定の需要を確保していると判断できることから、引き続き現行の用途にて活用・整備を進めていく方針とする。
- 平日夜間または休日のいずれかの時間帯で稼働率が 50%以下となる施設については、施設の有効活用のため新たなソフト事業等を検討することで、稼働率の改善を図る。
- △ 平日夜間及び休日において共に稼働率が 50%以下である施設については、有料スポーツ施設としての有用性が低いと判断し、現行の用途での施設運営を見直す方針とする。

表 3-4 施設の時間帯別稼働率（平日夜間・休日／2017年11月度）【単位：％】

	施設名称	平日日中 ※参考	平日夜間	休日	評価
1	陸上競技場	8.3	—	77.8	◎
2	球技場※インフィールド	54.4	—	77.8	◎
3	中央多目的グラウンド	30.9	73.5	61.7	◎
4	中央テニスコート	55.6	80.5	94.5	◎
6	浜甲子園野球場	11.7	—	96.3	◎
7	浜甲子園テニスコート	29.5	<b>35.5</b>	74.0	○
8	浜甲子園多目的 グラウンド	13.2	—	73.6	◎
9	流通東野球場	0.0	—	61.1	◎
10	流通東テニスコート	11.7	<b>19.7</b>	53.8	○
11	樋之池テニスコート	66.6	—	93.8	◎
13	高座山野球場	0.0	<b>2.6</b>	<b>33.3</b>	△
14	塩瀬テニスコート	21.4	<b>6.6</b>	52.1	○
15	西宮浜多目的人工芝 グラウンド	30.0	90.0	95.7	◎
16	能登運動場	48.1	—	85.0	◎
17	鳴尾浜臨海野球場	23.1	<b>35.9</b>	76.2	○
18	鳴尾浜臨海テニスコート	26.3	<b>38.3</b>	73.8	○
19	津門野球場	42.5	—	82.5	◎
20	甲子園浜野球場	15.8	<b>15.8</b>	72.2	○

※判例：「—」利用可能枠なし

※5. 中央体育館分館運動場及び 12. 樋之池公園プールについては、利用可能枠の設定がないため、分析の対象外とする。

### 3.4 フェーズ I に関する総合評価

#### 3.4.1 フェーズ I に関する総合評価

①屋外運動施設の老朽化と整備状況、②附帯施設の健全度、③施設の稼働率について、フェーズ I に関する総合評価として下記の通り整理する。

- ・ 区分 A：①～③のいずれの評価も◎となった施設
- ・ 区分 B：①または②の評価が△または○、かつ、③の評価が◎となった施設
- ・ 区分 C：①または②の評価が△または○、かつ、③評価が△または○となった施設
- ・ 区分 D：①及び②の評価が◎かつ、③の評価が△または○となった施設

表 3-5 フェーズ I に関する総合評価

	施設名称	①屋外運動施設の老朽化と整備状況	②附帯施設の健全度	③稼働率	フェーズ I 総合評価
1	陸上競技場	△	◎	◎	B
2	球技場※インフィールド	△	◎	◎	B
3	中央多目的グラウンド	△	◎	◎	B
4	中央テニスコート	△	○	◎	B
5	中央体育館分館運動場	△	◎	—	評価対象外
6	浜甲子園野球場	△	○	◎	B
7	浜甲子園テニスコート	△	○	○	C
8	浜甲子園多目的グラウンド	△	◎	◎	B
9	流通東野球場	△	◎	◎	B
10	流通東テニスコート	△	◎	○	C
11	樋之池テニスコート	△	◎	◎	B
12	樋之池公園プール	△	◎	—	B
13	高座山野球場	△	◎	△	C
14	塩瀬テニスコート	△	◎	○	C
15	西宮浜多目的人工芝グラウンド	◎	○	◎	B
16	能登運動場	○	◎	◎	B
17	鳴尾浜臨海野球場	△	○	○	C
18	鳴尾浜臨海テニスコート	△	◎	○	C
19	津門野球場	△	△	◎	B
20	甲子園浜野球場	△	◎	○	C

### 3.4.2 評価に関する考察

フェーズⅠの総合評価を踏まえ、施設整備の方向性を区分ごとに整理する。(下表 3-6)

- ・ 区分 A 及び D については、該当する施設がないという結果になった。
- ・ 区分 B に分類された 12 施設は、稼働率は高いが、施設や附帯設備の改修や再整備による環境向上が求められている施設であるといえる。ただし、本調査による区分は、簡易的な健全度調査に基づいたものであるため、今後の詳細な検査計画等の参考にするものと位置づけることとする。
- ・ また、区分 C に分類された 7 施設については、施設の整備とともに、使われていない時間帯の有効活用策や、有料スポーツ施設以外の用途での活用可能性を検討することが必要であるとして、フェーズⅡにてその活用の方向性を示すものとする。

表 3-6 施設整備の方向性

区分	施設整備の方向性	該当施設
A	有料スポーツ施設として現行の用途で活用を継続	該当なし
B	用途は現行のまま 施設は改修・再整備	1. 陸上競技場 2. 球技場※インフィールド 3. 中央多目的グラウンド 4. 中央テニスコート 6. 浜甲子園野球場 8. 浜甲子園多目的グラウンド 9. 流通東野球場 11. 樋之池テニスコート 12. 樋之池公園プール 15. 西宮浜多目的人工芝グラウンド 16. 能登運動場 19. 津門野球場
C	施設・用途ともに見直し	7. 浜甲子園テニスコート 10. 流通東テニスコート 13. 高座山野球場 14. 塩瀬テニスコート 17. 鳴尾浜臨海野球場 18. 鳴尾浜臨海テニスコート 20. 甲子園浜野球場
D	他の用途で活用可能性を検討	該当なし

#### 4 フェーズⅡ：他用途での活用可能性の整理

フェーズⅡでは、フェーズⅠにおいて区分 C となった下記の施設について、今後の施設計画策定を見据えた上で、①市民ニーズ、②児童の居場所、③施設分布、④防災性の 4 つの観点を示し、現行の運動施設としての用途以外での活用可能性について整理を行う。

表 4-1 フェーズⅡ 対象施設

	施設名称	フェーズⅠ 総合評価
7	浜甲子園テニスコート	C
10	流通東テニスコート	C
13	高座山野球場	C
14	塩瀬テニスコート	C
17	鳴尾浜臨海野球場	C
18	鳴尾浜臨海テニスコート	C
20	甲子園浜野球場	C

## 4.1 市民ニーズの整理

### 4.1.1 競技人口及び施設数の現状

西宮市内では整備後 20 年以上経過している公営野球場が多く、施設や設備の老朽化が課題となっている。

一方で、西宮市内の若年層の競技人口の構成は、児童のスポーツに関する選択肢が拡大したことで分散傾向にある。西宮市民のスポーツ需要をうかがい知るための統計データとして、「平成 28 年度 第 69 回西宮市民体育大会参加者数」を下図 4-1、4-2 に示す。社会人の参加者では圧倒的に野球人口が多いが、学生・生徒の参加者では、サッカーが野球の約 2 倍程度の値となっており、次世代を担う子どもたちの潜在ニーズを読み取ることができる。

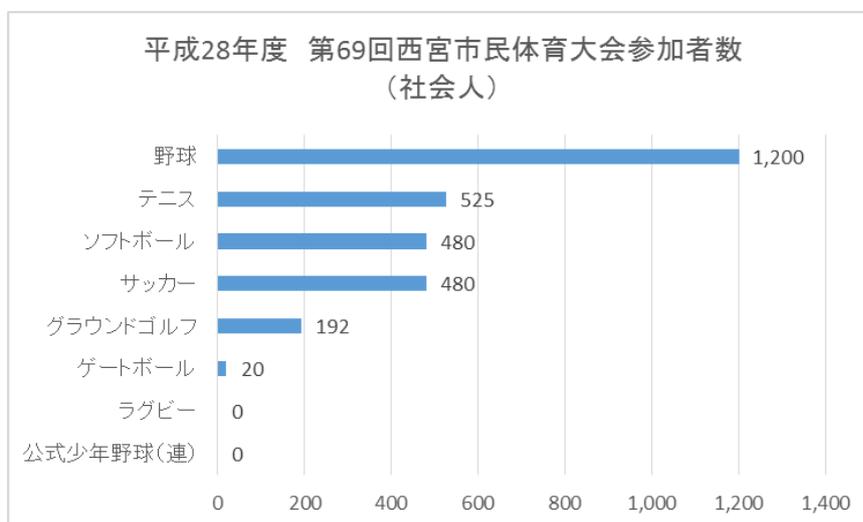


図 4-1 平成 28 年度 第 69 回西宮市民体育大会参加者数 (社会人)

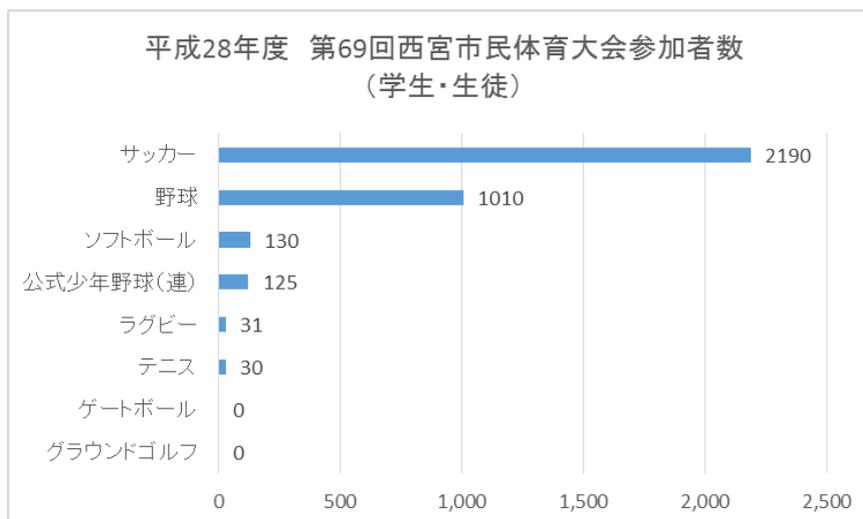


図 4-2 平成 28 年度 第 69 回西宮市民体育大会参加者数 (学生・生徒)

こうした若年層のサッカー人気の高まりに対し、本事業の対象 19 施設の内訳を見ると、

野球場が 6 施設であるのに対し、サッカー専用のグラウンドはない。多目的な利用を前提とした施設のうち、球技場、中央多目的グラウンド及び西宮浜多目的人工芝グラウンドはサッカー利用を想定した整備が施されているが、需要に対して施設が十分であるとはいえない。

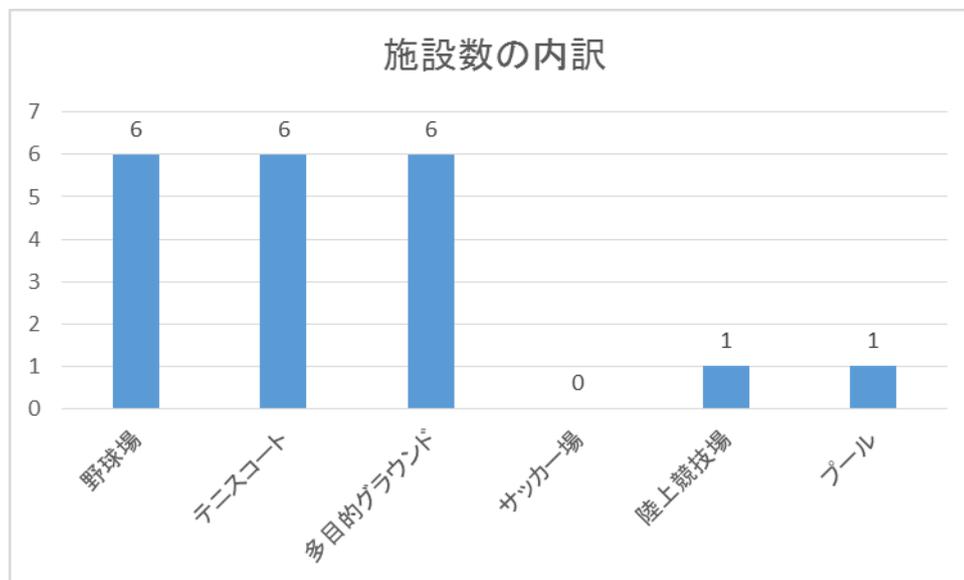


図 4-3 施設数の内訳

#### 4.1.2 整備の方向性

今後の屋外運動施設の再整備にあたっては、市民ニーズの変化を考慮し、競技人口に応じて需要を十分に満たすことができる施設数の確保を目指す必要がある。サッカー専用グラウンドの整備に加えて、既存野球場の一部をサッカー場として兼用可能な施設として整備する等、既存施設を活用した対応が求められる。

## 4.2 放課後における児童の居場所のあり方について

### 4.2.1 児童の居場所をめぐる現状

核家族化の進行及び夫婦共働き世帯の増加に伴い、放課後にひとりで時間を過ごす児童が増加したことで、地域における児童の居場所づくりが求められている。現況では、自宅で過ごす児童や習い事に通う児童を除くと、学童保育や児童館といった屋内施設がその主な受け皿となっているが、屋外施設に関しては、児童が自由に遊べる場所が十分とはいえない。

以上を踏まえ、児童の放課後の居場所として屋外運動施設の活用可能性を検討するにあたり、児童及び保護者が求める遊びや環境の実態を把握するため、アンケート調査を実施することとした。

### 4.2.2 アンケート調査 実施概要

本調査では、児童が求める放課後の過ごし方を把握するため、市内の小学校及び児童館を対象に下記の通りアンケート調査を実施した。

表 4-2 アンケート調査 実施概要

調査対象	放課後に市内の体育館開放及び児童館に訪れている小学生以下の児童
配布枚数	290 件
調査期間	平成 29 年 12 月 18 日（調査票発送日）から平成 29 年 12 月 31 日
調査方法	調査票による保護者記入方式（直接配布・郵送による回収）
回収結果	回答数 55 件（回答率 19%）

### 4.2.3 配布対象者の構成と回答者の属性

#### ① 配布対象者の構成

本調査は、放課後の時間帯を家や習い事以外で過ごしている児童に対して、屋外遊びの潜在需要を調査することを目的とした。そのため、アンケートを配布する対象は、市内の小学生以下の児童とその保護者のうち、放課後に小学校の体育館及び児童館・児童センターに遊びに来ている児童とその保護者に限定することとした。

また、アンケートは児童に対する質問と保護者に対する質問の二部構成となっており、回答にあたっては、保護者が児童に話を聞きながら親子で一緒に記入することを前提とした。

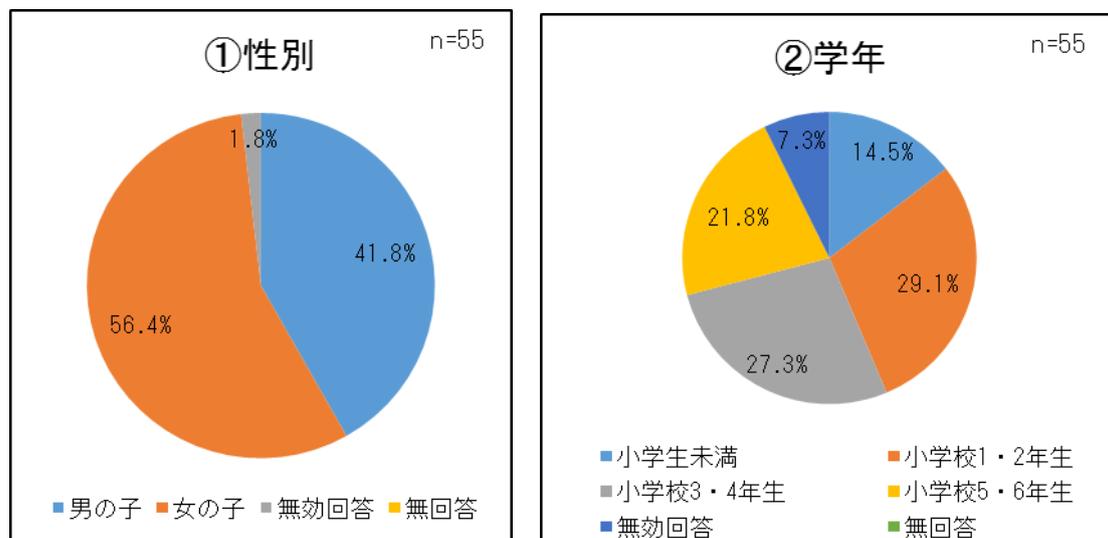
アンケートを配布した施設は、以下の8施設である。



図 4-4 配布対象施設分布図

	施設名称	所在地	施設種別
1	神原小学校	神原 12 番 62 号	小学校
2	むつみ児童館	森下町 11 番 28 号	児童館
3	浜脇児童館	浜脇町 3 番 13 号	児童館
4	津門児童館	津門稲荷町 5 番 23 号	児童館
5	鳴尾児童館	笠屋町 19 番 1 号	児童館
6	段上児童館	段上町 2 丁目 10 番 23 号	児童館
7	大社児童センター	神垣町 7 番 32 号	児童センター
8	高須児童センター	高須町 2 丁目 1 番 35 号	児童センター

## ② 回答者の属性

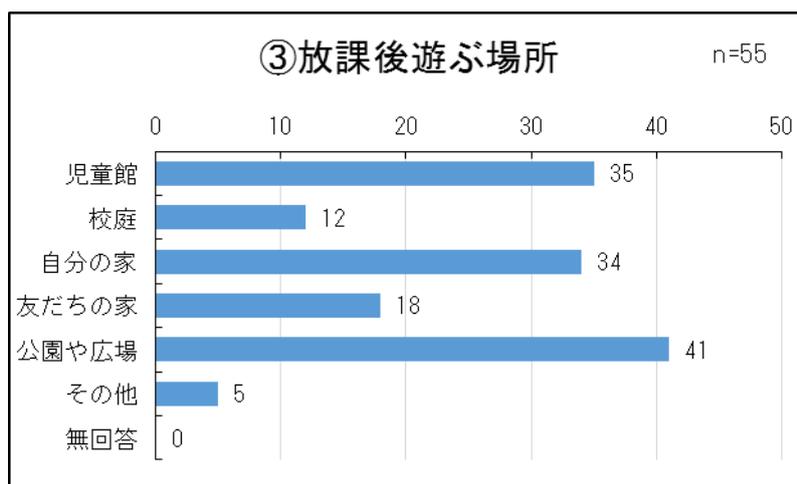


児童に対する質問の回答者の性別は、男の子が 41.8%、女の子が 56.4%と、女の子がやや多い結果となった。また、学年別では小学校 1・2 年生の回答者が 29.1%と最も多く、次いで小学校 3・4 年生が 27.3%、小学校 5・6 年生が 21.8%となった。

### 4.2.4 アンケート結果の整理（設問③～⑧）

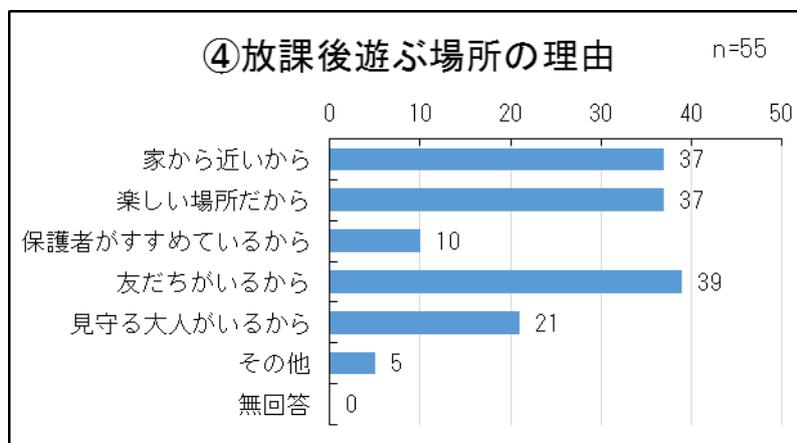
#### 【児童に向けた質問】

- ③ 放課後はどのようなところで遊んでいますか？（あてはまるもの全てに○をつけてください）



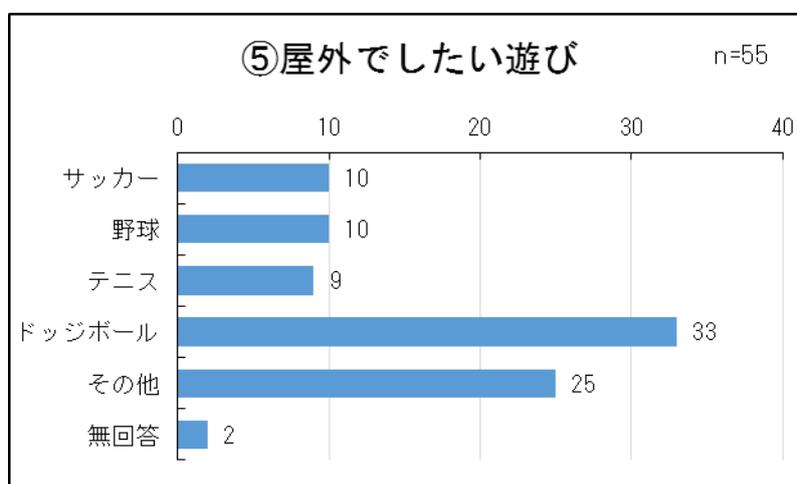
放課後遊ぶ場所については、「公園や広場」と答えた回答者が 41 人と最も多く、次いで「児童館」35 人、「自分の家」34 人となった。

- ④ (③について) なぜその場所で遊んでいるのですか? (あてはまるもの全てに○をつけてください)



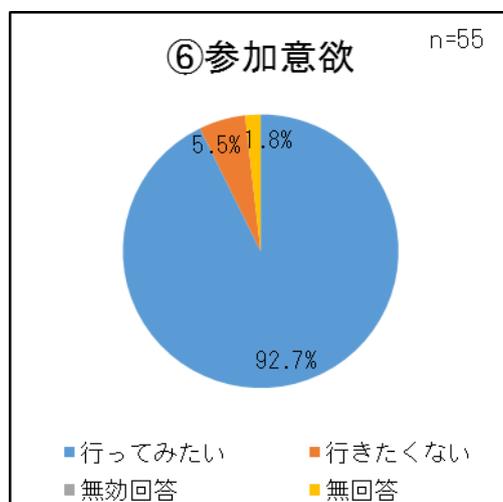
放課後遊ぶ場所の理由については、「友だちがいるから」と答えた回答者が 39 人と最も多く、次いで「家から近いから」「楽しい場所だから」がともに 37 人となった。児童にとって、一緒に遊べる友だちがいることが、放課後過ごす場所を選ぶ要因となることが読み取れる。

- ⑤ 屋外で自由に遊べる場所があったら、何をしたいですか? (あてはまるもの全てに○をつけてください)



屋外でしたい遊びについては、「ドッジボール」と答えた回答者が 33 人と最も多い結果となった。また、その他では鬼ごっこ、バスケットボール、バレーボール等が挙げられ、それぞれの児童が望む遊びが多様であることがわかった。

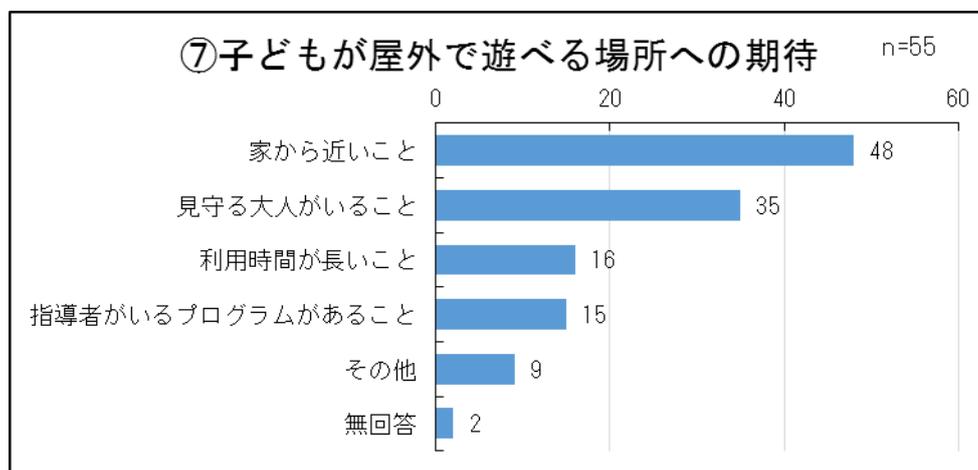
- ⑥ 屋外で自由に遊べる場所に、遊びやスポーツを教えてくれる人がいたら、行ってみたいですか？



屋外で自由に遊べる場所に遊びやスポーツを教えてくれる大人がいることについて、そうした場所があったら行ってみたいと答えた回答者は92.7%となっており、遊び指導への関心が高いことがうかがえる。

【保護者に向けた質問】

- ⑦ お子さまが屋外で遊べる場所について、どんなことを期待しますか？（あてはまるもの全てに○をつけてください）



子どもが屋外で遊べる場所に期待することについては、「家から近いこと」と答えた回答者が48人と最も多く、次いで「見守る大人がいること」が35人という結果となった。保護者にとっては、指導を行うプログラムがあることよりも、子どもたちの遊びを見守る存在により期待を寄せていることがわかった。

⑧ その他、屋外での遊びや放課後の過ごし方について、どんなことを期待しますか？

多く寄せられた代表的な意見を以下に示す。

- 校区関係なく遊べる場所がほしい
  - ・ 「中学年頃より、お稽古等で忙しくなり、近くの子と遊べなくなってくるので、校区・学年関係なく遊べる場所、時間があればよいなあと思います。」(小学校 3・4 年生／男子)
  - ・ 「一番家から近い公園は校区外なので禁止です。なので、かなり遠くの校区内の公園まで行くと友達もいるようですが、遠くて危ないので心配です。」(小学校 5・6 年生／男子)
- 校区ごとの環境の差をなくしてほしい
  - ・ 「西宮市の中でも、校区により、公園の大小、ボール遊びができる公園の有無に、差があるように感じる。小さい頃からの外での体を動かす遊びが、体力作りにもつながるので、ボール遊びが出来る公園が欲しい。特に津門小学校の校区に！！」(小学校 5・6 年生／女子)
  - ・ 「マンションなど次々に建てるより、大きな公園、子供達が本当に身近にあると感じられる場所を作って欲しい。地域によって随分と差がある。」(小学校 3・4 年生／女子)
- 見守ってくれる大人がいる環境で安全に遊べる場所がほしい
  - ・ 「屋外で遊ぶ場合、入口は常に閉めてあり、見守る大人が 1 人以上いれば安心です。公園ではなかなかボール遊びができないので思いっきり走ったりボール遊びをさせてあげたい。」(小学生未満／女子)
  - ・ 「見守りが当番制で保護者が負担になるのは、共働きが増えているので大変なので、委託の方がしていただくとありがたいです。外でのびのびと遊べると楽しいし、コミュニケーションも広がり良いと思います。」(小学校 1・2 年生／女子)
  - ・ 「1 人で通える場所に、スポーツの指導をして下さる方がいたら、行かせたいなと思います。」(小学校 3・4 年生／男子)
- ボール遊びができる場所がほしい
  - ・ 「ボール(サッカーや野球)遊びと他の遊びを分けて安全になっているように、公園などをしてもらいたい。」(小学校 1・2 年生／女子)
  - ・ 「屋外でボール遊びが出来ないので、困っています。用海地区は校区外なので禁止にしていますが、子供の運動能力に差が出てきており、体も肥満になってきました。学校(校庭)でもボール遊びの許可があればと思います。」(小学校 5・6 年生／男子)

#### 4.2.5 整備の方向性

##### ○ アウトドアにおける児童の居場所不足

今回のアンケート調査では、小学校の体育館や児童館といった屋内で遊んでいる児童を対象として行ったが、設問③の放課後遊ぶ場所に関する回答結果では、41人が「広場・公園」と回答しており、屋外遊びへのニーズが高いことがわかった。一方で、自由記述解答欄に寄せられた意見からは、校区による公園の環境の違いや校区指定公園と自宅との距離等に不自由を感じていることも指摘された。以上を踏まえ、公園とは別に既存の屋外運動施設を活用した遊びの空間を整備することで、校区に係わらず自由に遊ぶことができる環境を整え、児童の遊びの多様性を支援することが可能となる。

##### ○ 一緒に過ごす大人がいる空間の創出

設問⑥では回答者の92.7%が「屋外で自由に遊べる場所に、遊びやスポーツを教えてくれる人がいたら、行ってみたい」と回答しており、指導者がいる環境へのニーズがあることが読み取れる。また設問⑦では、子どもが屋外で遊べる場所への期待について、「指導者がいるプログラムがあること」よりも「見守る大人がいること」のほうに多くの回答が寄せられていることからわかるように、保護者にとって指導者の存在は、児童が体験するスポーツや遊びの質の向上に資する一方で、児童の安全や保護者の安心を保障する面でも重視されていることがうかがえる。

平成29年度に西宮市でも行われた『児童館における子どもへの継続的支援活動の意義とその有用性に関する質的研究』（小山、森）では、児童館利用者は単に施設があるから児童館に来るのではなく、児童館厚生員（児童館職員）が居るから来ているとの回答結果が報告されている。このことから、児童とその保護者のニーズが、施設だけでなく一緒に過ごす大人たちの存在にも向けられていることを読み取ることができる。

学校の体育館や運動場、公設の屋外施設を児童に開放するにあたり、運動分野にも保護者に代わって児童を見守る仕組みを導入することは、安全性の確保と同時に、児童の内面的な発育やそうした児童の成長過程におけるサポートにも寄与する効果が期待されている。

### 4.3 市内の運動施設分布について

#### 4.3.1 施設分布の現状

市内の屋外運動施設が適切に配置されているかを検証するため、本事業の対象施設について、行政区別の施設分布を下表 4-3 に整理した。(太字は区分 C に該当する施設)

表 4-3 西宮市内の屋外運動施設分布

行政区分	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	屋外運動施設の分布
本庁地区	27.97	204,714	1. 陸上競技場 2. 球技場※インフィールド 3. 中央多目的グラウンド 4. 中央テニスコート 5. 中央体育館分館 運動場 11. 樋之池テニスコート 12. 樋之池公園プール 15. 西宮多目的人工芝グラウンド 16. 能登運動場 19. 津門野球場
鳴尾地区	9.54	95,259	6. 浜甲子園野球場 <b>7. 浜甲子園テニスコート</b> 8. 浜甲子園多目的グラウンド <b>17. 鳴尾浜臨海野球場</b> <b>18. 鳴尾浜臨海テニスコート</b> <b>20. 甲子園浜野球場</b>
瓦木地区	5.44	76,110	—
甲東地区	8.88	68,541	—
塩瀬地区	24.64	26,521	<b>13. 高座山野球場</b> <b>14. 塩瀬テニスコート</b>
山口地区	23.79	17,254	9. 流通東野球場 <b>10. 流通東テニスコート</b>

※人口：平成 29 年町別推計人口（行政区域別）より引用。

#### 4.3.2 整備の方向性

- ・市の中心部である本庁地区及び臨海部の鳴尾地区には屋外運動施設が集中している。
- ・北部は塩瀬地区及び山口地区のそれぞれに、野球場とテニスコートが 1 箇所ずつ分布している。うち 3 箇所は区分 C であり、施設整備と用途の見直しが共に求められている。
- ・東部の瓦木地区及び甲東地区には本調査の対象となる屋外運動施設は分布していない。

#### 4.4 防災面での屋外運動施設の活用可能性について

##### 4.4.1 『西宮市地域防災計画』について

西宮市では『西宮市地域防災計画』により、緊急時に備え市内各所に防災拠点を設定している。広域防災拠点として指定された甲子園浜海浜公園は、「災害発生時の避難・救援活動、救援物資の保管や集積、ヘリポート、応急活動要員の宿営場等の機能」を有することと同時に、大規模災害時には、救援、救護、復旧活動の拠点として機能することが想定されている。また、地域防災拠点は「災害対策本部及び避難所等と連動して、情報の収集及び伝達、管理を行うための拠点であり、食糧、資機材、仮設組立式トイレの備蓄、並びに飲料水や非常用物資の集配や救護拠点としての機能を有する」こととされており、北部に3箇所、南部に2箇所が指定されている。



図 4-5 防災拠点一覧（平成 29 年 4 月「西宮市地域防災計画」[2 編 災害予防計画]より引用）

#### 4.4.2 防災拠点指定を受けている施設について

本事業の対象施設について、防災拠点指定を受けている施設を下表 4-4 に整理した。(太字は区分 C に該当する施設)

表 4-4 防災拠点指定施設

	施設名称	地域防災拠点としての役割
1	陸上競技場	・地域防災拠点（西宮中央運動公園） ・ヘリコプター臨時離着陸場（西宮中央運動公園） ・仮設住宅建設候補地
2	球技場※インフィールド	・地域防災拠点（西宮中央運動公園） ・ヘリコプター臨時離着陸場（西宮中央運動公園） ・仮設住宅建設候補地
3	中央多目的グラウンド	・地域防災拠点（西宮中央運動公園） ・ヘリコプター臨時離着陸場（西宮中央運動公園） ・仮設住宅建設候補地
4	中央テニスコート	・仮設住宅建設候補地
5	中央体育館分館 運動場	—
6	浜甲子園野球場	・仮設住宅建設候補地（浜甲子園運動公園）
<b>7</b>	<b>浜甲子園テニスコート</b>	<b>・仮設住宅建設候補地（浜甲子園運動公園）</b>
8	浜甲子園多目的グラウンド	・仮設住宅建設候補地（浜甲子園運動公園）
9	流通東野球場	—
<b>10</b>	<b>流通東テニスコート</b>	—
11	樋之池テニスコート	・仮設住宅建設候補地
12	樋之池公園プール	—
<b>13</b>	<b>高座山野球場</b>	—
<b>14</b>	<b>塩瀬テニスコート</b>	—
15	西宮浜多目的人工芝グラウンド	・仮設住宅建設候補地（西宮浜総合公園北広場）
16	能登運動場	・仮設住宅建設候補地
<b>17</b>	<b>鳴尾浜臨海野球場</b>	<b>・仮設住宅建設候補地</b>
<b>18</b>	<b>鳴尾浜臨海テニスコート</b>	<b>・仮設住宅建設候補地</b>
19	津門野球場	・地域防災拠点（津門中央公園） ・ヘリコプター臨時離着陸場（津門中央公園）
<b>20</b>	<b>甲子園浜野球場</b>	<b>・広域防災拠点（甲子園浜海浜公園）</b> <b>・仮設住宅建設候補地</b>

#### 4.4.3 整備の方向性

表 4-4 で整理した通り、本調査の対象となっている屋外運動施設に関しても、中央運動公園や津門中央公園等、広い面積を有する複合施設を中心に、地域防災拠点及びそれに付随する拠点施設に指定されている。こうした広い空間は上記のような緊急時に想定されるあらゆる状況に備え、必要な空地として市内に確保しておくべき空間であるといえる。

#### 4.5 フェーズⅡのまとめと今後の施設整備の方向性

フェーズⅠで区分Cとなった7施設については、フェーズⅡにおいて整理した4つの活用可能性に基づき、今後の整備にあたり参考となる方向性を下記①～④に示す。

(再掲) 表 4-1 フェーズⅡ 対象施設

	施設名称	フェーズⅠ 総合評価
7	浜甲子園テニスコート	C
10	流通東テニスコート	C
13	高座山野球場	C
14	塩瀬テニスコート	C
17	鳴尾浜臨海野球場	C
18	鳴尾浜臨海テニスコート	C
20	甲子園浜野球場	C

##### ① 市民のニーズに応じた施設数の見直し

市民のスポーツ需要の変化に対応し、市内の屋外運動施設の数を競技人口の規模に応じて見直す。例えば、児童のサッカー競技人口が野球競技人口の約2倍程度の規模であることを鑑み、新規のサッカーグラウンド整備を検討すると同時に、老朽化した既存野球場をサッカー場として再整備することや、外野を少年サッカー利用が可能な仕様に整備し、兼用球技場として活用可能性を拡大すること等の施策を合わせて検討していくことが想定される。

兼用野球場の既存事例に関しては、大阪府高槻市の淀川河川公園枚方地区サッカー場では、野球場である淀川スタジアムの外野人工芝をサッカー場として活用することで、利用者のニーズに対応する工夫を行っている。また、民間では埼玉県浦和市のレッズランドでも、天然芝のサッカー場を軟式野球場としても活用できるような仕組みを導入している。

本事業の対象施設の状況を考慮すると、例えば高座山野球場は塩瀬地区唯一の野球場であるが、稼働率が非常に低く野球場としての需要を見込むことが難しいと考えられる。野球場としての利用が休日日中(その多くは社会人利用)を中心としていることを鑑みると、平日夕方時間帯の児童利用を見据え、外野の天然芝を活用することで少年サッカーも行える兼用球技施設として用途拡大を図ることを視野に入れることも可能性として考えられる。

##### ② 放課後における児童の居場所確保

放課後に屋外遊びをしたいという児童の潜在ニーズを受け、保護者が安心して児童を遊ばせることができる環境を整える。その一環として、屋外運動施設についても、児童への平日夕方時間帯の開放や、自由度の高い遊びが可能な空間・ルールづくりが

求められている。例えば、アンケートの回答に寄せられた「ボール遊びができる場所がほしい」という要望に対しては、実際に『西宮市中央運動公園及び中央体育館・陸上競技場等再整備事業』において、球技遊びができるフリースペースを設ける等の施策を検討している段階である。

また、児童の安全を考慮し、遊びやスポーツ指導を行いながら児童を見守る大人の存在にも必要があることがわかった。児童館や体育館開放等の既存事例を参考として、屋外運動施設の運営においても保護者に代わって見守りの役割を担う仕組みの導入を検討していく。

### ③ 地域の遊び場、居場所の確保

区分 C に該当する施設は、鳴尾地区及び北部の塩瀬地区・山口地区の 3 地区に集中している。鳴尾地区の施設については、休日の稼働率は 50%～70%台と高い一方で、平日夜間の稼働率が 10%～30%台と低い値に留まっているため、平日夜間における開放事業の導入等、地域の遊び場や居場所として有効活用策を検討していく。

また、塩瀬地区・山口地区に位置する 3 施設については、平日夜間の稼働率が 1 桁台とかなり低い値となっているが、近隣に同様の屋外運動施設はなく、地域で唯一の野球場またはテニスコートであることから、①で示したように多様な用途への活用を見込むことで、稼働率の向上を図るものとする。

### ④ 災害時の市民の生活をサポートする拠点の充実

広域防災拠点及び地域防災拠点に指定されている施設については、現行の通り緊急災害時の対応に備えた防災空地として維持していく必要がある。加えて、それ以外で運動施設として活用することが難しいと判断される施設についても、再整備の一つの方向性として、防災空地としての役割を付与し防災計画の充実を図ることを検討していくことが求められている。また、平時には防災訓練等の拠点として活用することで、市民の防災意識の醸成に寄与することも想定される。

平成 29 年度 スポーツ庁委託事業  
「スポーツ施設の個別施設計画策定支援事業」報告書  
～西宮市の屋外運動施設に関するストック適正化検討～

平成 30 年(2018 年)3 月発行

編集・発行  
西宮市産業文化局文化スポーツ部  
文化スポーツ企画課